

Client Alert

15 May 2026

日本：TRIPP TRAPP 事件（最判令和 8 年 4 月 24 日） — 量産実用品の著作物性に関する最高裁初の明確基準

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

令和 8 年 4 月 24 日、最高裁第二小法廷は、幼児用椅子「TRIPP TRAPP」の形状について、著作権法上の著作物性を否定する判決を下した。本件は、量産実用品のデザイン（応用美術）に著作権が及ぶかという長年の論点について、最高裁として初めて明確な判断基準を示した重要な事案である。

1. 概要

本件において、原告であるストッケ社らは、当該椅子の形状に著作権が発生すると主張し、類似製品を販売する日本企業に対し著作権侵害を訴えた。しかし、第一審・控訴審に続き、最高裁もその請求を棄却した。

最高裁は、量産実用品については単に創作性があるのみでは著作物とはいえず、「機能に由来する構成とは別個に、観念上、創作的表現として把握できる場合」に限り、例外的に著作物性が認められると判示した。この基準は、機能と表現の「観念上の分離可能性」を中核とするものである。

そのうえで、TRIPP TRAPP の特徴的形状は、いずれも椅子としての機能を実現するための構成にすぎず、機能から独立した表現として把握することはできないとして、著作物性を否定した。

更に、最高裁は、実用品のデザイン保護は本来、意匠法が担うべきものであり、著作権による保護を広く認めた場合には、登録不要且つ長期保護が可能であるという制度差により、意匠制度の存在意義を損なうおそれがあると指摘した。

2. 実務への影響

本判決の実務的意義は、量産製品のデザインについて、著作権による保護が極めて限定的であることを明確にした点にある。企業としては、引き続き意匠権を中心とした保護戦略を採用し、製品開発の初期段階から意匠出願を徹底するとともに、商標や不正競争防止法を組み合わせた知財ミックス戦略を構築することが求められる。デザイン性の高い量産製品を取り扱う企業にとって、本判決は権利取得の手段を再検討する契機となるものであり、今後の実務に大きな影響を与える判例である。



原告製品



知財高裁 判決文 p.33 より

被告製品



知財高裁 判決文 p.35, 37 より